

第28回 大阪市男女共同参画審議会 会議録

日時：平成27年8月4日（火曜日） 15時から17時

会場：大阪市役所 7階 第6委員会室

出席者：《審議会委員》

井尻委員、大熊委員、北野委員、滋野委員、島田委員、関根委員、
友田委員、中本委員、古山委員、ホンダ委員（五十音順）

《大阪市》

市民局理事、女性活躍促進担当部長、男女共同参画課長、女性活躍促進担当課長、
男女共同参画課長代理

議題：

- (1) 男女共同参画施策について
- (2) 女性の活躍促進について
- (3) 平成26年度大阪市男女共同参画年次報告書の取りまとめ並びに関連施策の評価について
- (4) 今後の男女共同参画の取組みについて
- (5) その他

事務局（松村男女共同参画課長代理）

それでは定刻になりましたので、ただいまより大阪市男女共同参画審議会を開会いたします。本日は大変お忙しい中をご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。私は本日進行役を務めさせていただきます松村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず開催に当たりまして、吉村市民局理事から御挨拶申し上げます。

事務局（吉村理事）

市民局理事の吉村でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ当審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素より男女共同参画施策の推進はもとより市政の各般にわたりまして、本当にご理解ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りしお礼申し上げます。

男女共同参画をめぐる国の動向についてでございますが、目下、国におきましては女性の活躍促進の取組みに大変、力を入れて進めておるところでございます。昨年、政府におきまして「すべての女性が輝く社会づくり」の推進本部を立ち上げております。またこの6月でございますが、「女性の活躍加速のための重点方針2015」が決定され、施策を今後進めるための柱を示されております。

さらには「女性の職業生活における活躍の推進」法案を国会に上程されておきまして、衆議院は可決され、今、参議院でいよいよ審議されるという状況でございます。このように、女性の力を十分に発揮いただきまして、我が国の経済社会の活性化につなげていく、そういった取組みが今進められているところでございます。

また、国におきましては、男女共同参画基本計画の改定の作業が進んでおります。この6月に計画策定に当たっての基本的な考え方というのが示されておきまして、それを見ますとこれまでの計画の施策の柱立てに加えて、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」というような柱も今回入れられておるところでございます。そういうような動きが国にございます。

一方、大阪市におきましても女性活躍促進の取組みについてでございますが、昨年11月に

「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を策定いたしましたして、また12月には市長を本部長とする「女性の活躍促進統括本部」を設置いたしております、今、市の重点施策として女性の活躍促進に取り組んでいるところでございます。

また、男女共同参画の取り組みにつきましても、この間、「大阪市男女きらめき計画」、いわゆる国の計画と同様に市としても男女共同参画の基本計画を定めておまして、その計画に基づきましてさまざまな施策を進めてきておるところでございますが、この計画も平成27年度末で終了するというようになっており、今後、国の改定動向を見ながら新計画の策定も進めていくということが必要となっているところでございます。

こうした状況のもと、本日におきましては男女共同参画の取り組み、また女性活躍促進の取り組み、そして平成26年度に実施してきております施策の取り組み状況とその評価、さらには今後の男女共同参画の取り組みにつきましてご説明申し上げたいと考えております。

委員の皆様方からは忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、我々としましては今後の施策に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては任期が2年ということで、この8月でまた任期が終了ということでございます、この会議が最後の審議会ということでございます。この間、委員の皆様におかれましてはいろいろお世話になり大変ありがとうございます。また、貴重なご意見を賜っておりまして、重ねてお礼申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

事務局（松村男女共同参画課長代理）

ありがとうございました。

続きまして、関根会長から御挨拶いただきたいと思っております。

関根会長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、特に暑い中お集まりくださりまして本当にありがとうございます。

今月は先ほどお話を頂戴いたしましたように、国のほうでも様々な取り組みが始まっております。内閣府、経団連、各大学が集まりまして、今日の資料の11にもありますような、リコチャレという理工系の学部に興味のある女性の高校生、大学生の育成ということが取り組みとして始まっております。

また、経済同友会では、これまでの経営のあり方、経営者のあり方、また多様性のある働き方について取り組み、働く一人ひとりの活力と主体性が引き出される新しい働き方について、スマートワークというような形で提言がなされております。

そういう意味では国を上げて大きく変わろうとしているという時期と、感じております。

また、女子差別撤廃条約を日本が批准しまして、今年が30年目ということになります。非常に大切な時期を、私たちは迎えているのではないかと感じております。

特に、大阪市の市民の皆様もそういう視点でこの審議会、大阪市の政策について捉えられ、考えられているのだらうと思っております。

この審議会がどう応えていくのかということをお私たちは考えながら、この審議会を進めていく必要があるのではないかと、そう感じております。そういう意味で、大阪市の施策として何が重要な課題として残されていくのか、女性の活躍促進に向けて足りないこと、改めてこれからもっと進めなければいけないことは何なのかということを中心にしながらご議論をしていただければと思っております。

皆様には本日もどうぞご意見賜りますよう、よろしく願いいたします。

事務局（松村男女共同参画課長代理）

ありがとうございました。

本日出席の委員の皆様におかれましては、お手元の出席者名簿及び配席表をもちまして、ご紹介は省略させていただきます。なお、古山委員は少し遅れて出席ということで聞いております。また、委員の大町耕介様、川下清様、佐藤友美子様、多賀太様、前田葉子様におかれましては、所用のためご欠席されております。

それでは続きまして、本市側出席者につきましては前回審議会以降に人事異動がございましたので、異動者のみご紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました吉村市民局理事でございます。

土橋女性活躍促進担当部長でございます。

男女共同参画課長代理の私、松村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本審議会は審議会等の設置、及び運営に関する指針によりまして、公開となっております。個々の発言要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成し、公表しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。傍聴者におかれましては、お手元の傍聴要領をご遵守くださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の次第に沿いまして議事に入ってまいりたいと思います。これからの進行につきましては、関根会長のほうにお願いしたいと申し上げます。よろしくお願い致します。

関根会長

ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから議事の1、男女共同施策についてご説明をお願いしたいと思います。

事務局（山脇男女共同参画課長）

男女共同参画課長の山脇でございます。それでは、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず1番といたしまして、男女共同参画施策について、市民局の男女共同参画課の主な取り組みについてご説明させていただきます。

1番のドメスティック・バイオレンス対策事業でございます。次に付けております資料1をごらんください。前回の審議会におきまして、ご報告が件数だけではなく詳細な報告をというご指摘もございましたので、この間の経過を含めましてご説明させていただきます。

まずドメスティック・バイオレンス対策の経過でございますが、お手元にお示ししています資料が平成12年からの国の取り組み、市の取り組みを載せております。

平成13年にDV防止法が施行されました。その前年から、大阪市といたしましては庁内の組織であります大阪市男女共同参画協議会におきまして、DV検討部会を設置しておりました。そしてその部会の中で大阪市DV相談対応マニュアルを作成いたしております。

翌年の平成14年に保健福祉センターにDV担当主査を配置いたしました。また、クレオ大阪相談室に、DVに関する専門相談窓口を正式にオープンしたところです。そして8月に社会福祉施設を活用いたしまして、被害者の緊急一時的な保護事業を開始いたしました。また、DV施策ネットワーク会議を設置いたしまして、DV施策に関係いたします部局、また関係機関との情報交換、それから担当職員の資質向上に努めてきたところでございます。

それから平成28年にDV法が一部改正をされました。その中身につきましては、市町村における基本計画の策定、それから配偶者暴力相談支援センターの機能を有する施設の設置ということが市町村に努力義務とされました。これを受けまして、平成23年3月に「大阪市男女きらめき計画」を改定いたしまして、課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」と位置づけたところでございます。

また、同年8月には大阪市配偶者暴力相談支援センターを開設いたしました。大阪市でこのセンターが開設されたことによりまして、それまでは保護命令の申立書であったり、各種の証明書につきましては大阪府の女性相談センターで行っておりまして、市民の方がそちらのほうまで出向いて行かれておりましたが、この大阪市のセンターがこの機能を担うことによりまして、市民のサービスが格段に向上したというふうに判断しております。

また、緊急一時的な保護施設へケースワーカー、またはカウンセラーの派遣を行うことを始めましたので、被害者への支援も充実したところでございます。

また、翌年には大阪府警のOBの方1名を安全管理委員といたしまして設置いたしました。被害者の裁判所とか、それから施設入所に同行支援を行うことを開始いたしまして、被害者の安全確保に努めているところでございます。この安全管理委員の取り組みにつきましては、大阪市独自でさせていただいているものです。

国の動きに戻りますが、平成25年にストーカー規制法が改正され、また26年にDV防止法が改正されました。これを受けまして、平成26年には大阪市におきましても生活本拠を共にする交際相手からの被害者についても支援の対象といたしますとともに、ストーカーの被害者についても警察と連携の上、一時保護施設の入所、カウンセリング等の支援を行っているところでございます。

また昨年、平成26年7月には、京都、大阪、神戸、堺市の4市のセンターの連絡会を実施し情報交換に努めておるところでございます。

次、1枚めくっていただきますと、平成11年度からの相談件数を載せております。

先ほどの経過の中でもお話いたしましたように、クレオ大阪につきましては1番上の段でございますけれども、平成14年から専門相談を正式にオープンいたしました。それ以前からもDVのご相談をお受けしているところでございます。それから、区役所につきましても平成14年に担当者主査を置きましてご相談をお受けしております。それから、配偶者暴力相談支援センターにつきましては平成23年に開設ということで、平成23年からの相談件数を載せております。いずれも相談件数は毎年増加しておるところでございます。

次の、その裏面をごらんいただきますと、裏面がそのグラフになっておりまして、その次のページです。配偶者暴力相談者の年代別の相談件数を載せさせていただいております。これを見ていただくと、やっぱり30代、40代のご相談が大変多くなります。平成25年、26年とも約半数以上の方を占めることとなっております。

そして次の、その裏面につきましては証明書の発行件数でございますけれども、平成24年、25年と増加しておるところでございますし、証明書の中身につきましても児童手当の受給者の変更というのが一番多くございまして、先ほどご相談がありました、やっぱり30代、40代、特に子育て層の方のご相談が多く、証明書のほうもそういう方たちを対象とした証明書を多く発行しているところでございます。

また、そのページの安全管理員の同行でございますが、平成24年に安全管理員を置きまして被害者の方の安全確保に努めているところでございますが、やはり上の保護命令の申し立てのときに裁判所のほうに同行をさせていただくとか、また入所の際の同行支援であったり、それからご自宅のほうから逃げられるのですけれども、その被害者の方の荷物をとりに行くときにご自

宅のほうと一緒に同行させていただいたりというようなケースが増えてきておりまして、安全管理員の重要性も高まっているところでございます。

それから、最後に付けております書類が大阪市DV施策ネットワーク会議の研修の実施状況でございます。ネットワークに加盟しております府の関係する職員もそうでございますけれども、これは関係機関、施設の職員もここで一緒に研修を受けていただいております。平成23年からいろいろDVの中身であったり、それから相談の仕方であったり、また新たに出てきております、去年でいいますとLGBTの関係でございましたり、いろんなことの研修を受けていただいて資質向上を図っているところでございます。以上がDV対策についてのご説明でございます。

(1)のレジュメに戻っていただきまして、次に2番といたしまして男女共同参画普及啓発事業でございます。この事業につきましては、大阪市地域女性団体協議会のほうのご後援もいただきまして実施をしております。

事業内容につきましては、「男女共同参画週間」、それから「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中の啓発イベント、それから各区の事業と各区の事業と連携したイベント、それからクレオの事業と連携した啓発事業となっております。

このような形で実施させていただきましては、平成26年から2年目になっております。特に各区との事業の連携のイベントにつきましては、各区の皆様からもご好評をいただいているところでございます。

それにつきましては資料2のほうをごらんください。資料2のほうは平成27年度の事業の概要となっております。

1番目の「男女共同参画週間」につきましては、6月24日に大阪市の市役所の前で街頭啓発をさせていただきました。それにつきましては2枚目にそのときの状況が出ておりまして、大阪市地域女性団体協議会の役員の皆様ともご協力いただきまして街頭啓発を行いました。その模様がNHKでも取材されまして、当日のニュースに載ったところでございます。また、この期間中には市役所の玄関ホールでパネル展示等も行わせていただきました。

また資料2のほうに戻っていただきまして、3番目に男女共同参画センター、クレオとの連携事業ということで各クレオ5館、西、子育て館、東、南でそれぞれ事業をさせていただきます。

クレオ大阪西については直近で開催をいたしますので、今お手元の3枚目にサマーフェスタということでチラシを付けさせていただいております。その中ほどに「女性と子どもが主役の防災ワークショップ」と書かれておるのが今回の普及事業でございますけれども、防災についてやはりわかりやすくしていこうということで、女性の視点を入れたわかりやすい内容となっておりますところでございます。普及啓発事業については以上でございます。

また、(1)のレジュメに戻っていただきまして、3番目の男女共同参画センタークレオ大阪管理運営でございます。

クレオ5館の運営につきましてはこちらに書いておりますとおり、市政改革プランの検討を進めました結果、5館の多機能化・複合化を進めまして各5館につきましては地域の男女共同参画を進める地域館として位置づけますとともに、中央館を専門的機関や各館を支援する基幹的な機能を有する館として5館体制で実施しておりますところでございます。

子育て活動支援館につきましては、本年4月に東淀川区にありました北館を子育ていろいろ相談センターに移転をいたしまして、子育て支援と男女共同参画を一体的に推進する機能を有する館としてリニューアルをしたところでございます。お手元にこのような資料をつけさせていただいております。クレオ大阪子育て館としてリニューアルオープンを図ってまいりました。

もともと子育ていろいろ相談センターというのは、子育て層がたくさんお見えになる館でございましたので、そこにお見えになる方が男女共同参画セミナー等に参加をいただきまして、新た

な層に男女共同参画を推進していけるということで非常に期待をされておりますし、また実際セミナーにも多くの方がご参加いただいているところでございます。今後、さまざまな事業を展開していきまして、新たな層を取り込んでいきたいというふうに考えております。

それから、西館につきましては来年4月に、こども文化センターと複合化を図る予定としております。

レジュメに戻りまして、4番の女性の活躍推進事業につきましては、また後ほどご説明をさせていただきます。

次に大きな四角といたしまして、審議会等への女性の登用促進についてでございますが、これについては資料4のほうに区政会議、また各所属の審議会の雇用率、27年4月1日現在のものを載せさせていただいております。

26年4月が31.8%でしたけれども、27年4月については31.7%とちょっと0.1%低くなってきております。今、大阪市では27年度末に女性の委員の割合を40%以上にしようという取り組みをしております。その関係からしますと、ちょっと27年4月、昨年度より落ちているのが心配なところでございます。目標の40%を下回る審議会が、90ございます審議会のうちで59となっております。達成しておるのが反対に31という形になっております。

また、女性委員の審議員の委員さんが1人もいらっしやらない審議会が1つございます。区政会議につきましては全て40%を切っている状況でございます。

今後につきましては、登用状況につきまして公表いたしますとともに、本年度、今後改選を予定しております審議会が所属で18、それから区政会議24、ともに本年度に改選を予定しておりますので、積極的に女性の登用を進めていくよう強く働きかけをしていきたいというふうに考えております。

1番の男女共同参画施策の説明については以上でございます。

関根会長

ありがとうございました。

続いて議事の2、女性の活躍促進につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（藤田課長）

女性活躍促進担当課長の藤田でございます。

それでは、レジュメの女性の活躍促進についてをごらんください。それとあと資料の5、大阪市女性の活躍促進アクションプランの概要、そこに本編と資料編というのを3つとじてございます。それと資料6、女性の活躍促進統括本部設置要綱をごらんください。

では、大阪市では現在現役世代の活力の底上げと経済活性化につなげるため女性の活躍の場を広げるとともに、女性はその能力を十分に発揮し活躍できる環境整備に取り組んでおります。女性が活躍できる都市、大阪を目指し、平成26年度から3カ年の取り組みを進めるため、平成26年11月に「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を策定いたしました。また、市長を本部長とします女性の活躍促進統括本部を平成26年12月に設置し、アクションプランに基づく取り組みを総合的かつ集中的に推進しております。

このアクションプランに基づき、「女性が働き続けられるまち」「活躍したい女性が希望を持てるまち」「地域で女性が生き生きと輝いているまち」を目指して、ライフステージに対応した総合的な女性の活躍促進施策を展開しているところでございます。

具体の取り組みにつきましては、この概要版の中段に掲げております「ライフステージに対応した総合的な女性の活躍促進施策を展開」というところに、(1)から(8)までの具体の取り組み

み、それに加えて、その下に「大阪市役所から始める女性がいきいきと活躍できる職場づくり」という、この取り組みを行っております。

本日はこのアクションプランに掲げる取り組みのうち、平成27年度事業についてご説明いたします。このレジュメの資料をごらんください。

まず、「キャリア形成支援」についてですが、1つ目としまして若者のためのライフデザイン支援の取り組みです。これは大学生が自ら同世代の学生を対象とした将来の自分の生き方や働き方について考える事業を企画、提案、実施し、若者への情報発信を行う取り組みでございます。現在委託事業者が決定しまして、これから実施大学の企画募集を行う予定でございます。平成26年度は女性のライフステージを通しての多様な働き方をテーマとしましたが、今年度につきましては、男女がともに働きやすい環境を実現するための男性の働き方や意識の変化を促す取り組みをテーマとしてまいります。

2つ目としまして、体験型指導プログラムを施行の取り組みですが、こちらは中学生、高校生を対象に、主体的に人生をプランニングし、将来について考えを広め可能性を引き出すことができる体験型指導プログラムを教材としまして、授業に取り組んでもらうものでございます。中学校6校、高校4校による施行を10月以降に実施してまいります。

26年度の取り組みについてでございますが、若者のライフデザイン支援事業につきまして、本日ご出席の関根先生の指導のもと、大阪女学院大学・短期大学を始め、3大学で取り組んでいただきました。それと若者のためのライフデザイン支援の取り組みとしまして、ロールモデルとの交流ということで、大阪国際文化大使、指揮者西本智実さんによる特別講演と「若者たちとのライフデザイン・トーク」を実施してまいりました。

次に働く女性の支援についてでございますが、1つ目としまして女性の活躍を支援する企業の応援の取り組みです。こちらは資料7、「女性の活躍を応援したい企業様へ」というチラシをごらんください。

これは昨年10月に開始しました女性の登用や意欲のある女性が活躍し続けられる職場づくりに積極的に取り組み、一定の成果が出ている企業を認証して公表する、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証制度をさらに推し進めていきます。

平成27年7月1日現在で69件を認証しております。平成27年度中に200件以上、平成28年度末時点で約500件以上の認証を目標としております。具体の認証企業は資料8、大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証状況の資料をご参照ください。

現在、大阪商工会議所と連携した制度のPR、大阪市企業人権推進協議会や個別企業への勧奨活動等を積極的に取り組んでおります。また、企業にとって認証を受けるメリットが実感できる取り組みの推進として、例えばリーディングカンパニー認証企業による就職説明会などにも取り組んでまいります。

2つ目としまして、男性の意識啓発の取り組みですが、男女がともに働きやすい職場環境を目指すため、男性の働き方に対する意識啓発を行ってまいります。具体には企業の男性従業員・管理職を対象としましたイクメン・チェックシートの活用による、男性の育児・家事に参画しようとする意識を提起してまいります。

また、男性の働き方や家事・育児についての意識改革をテーマにしたイベント等も開催してまいります。

平成26年度の取り組みについてですが、こちらは経営トップ層を対象とした意識啓発としまして、経営トップ層、女性の管理者層、将来管理的な立場を目指す層に対しまして、フォーラム等を実施してまいりました。この取り組みにつきましては、後ほどご説明させていただきます。平成26年度「男女共同参画関連施策の評価について」における具体的な事業等におきましては、

名称が「女性のステップアップ支援事業」となっております。

次に「地域における女性の活躍促進」についてでございます。

1つ目としまして、「地域活動への女性の参画支援」の取り組みですが、地域活動においてとりわけ重要な分野である地域防災活動への女性参画をさらに促進していくため、区と市民局、危機管理室が連携しまして、地域防災における女性参画の重要性について地域の方々に理解を深めていただく啓発等を実施してまいります。

2つ目としまして、地域で活躍する女性の交流推進の取り組みですが、地域で活躍する女性や地域活動に参加したい意欲、関心を持つ女性と企業やNPO、大学等で活躍する女性が出会い、交流する拠点の具体的な仕組みづくりに取り組んでまいります。こちらのほうの平成26年度の取り組みとしましては、地域活動への女性の参画を推進するため地域を支えるさまざまな視点としまして、子育てやボランティア、それといきいきシニアなどの5つのテーマについてワークショップや交流会を実施してまいりました。

次に、「女性の活躍促進「見える化」情報発信」についてでございますが、こちらは昨年度に引き続き本市のさまざまな取り組みに加えまして、女性の活躍促進についての企業の取り組みや、輝く女性リーダーの紹介などの情報を総合的かつ効果的に発信してまいります。平成27年2月に開始いたしましたフェイスブック、それと3月に開設いたしましたウェブサイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディgo!～」と題しまして、魅力的なコンテンツを載せてまいります。本市や各区のホームページのトップページにバナーを張っておりますので、どしどしアクセスのほうをお願いしたいと思います。また、地域コミュニティ、エフエム・キタBe Happy! 789での放送や地域情報紙うえまちに記事掲載も行ってまいります。

最後に資料9から11でございます。

まず資料9ですが、特定事業主行動計画の概要をごらんください。こちらは大阪市特定事業主行動計画でございますが、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長に伴いまして、平成27年度から新たな行動計画を作成しております。仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを確保でき、子育てしながらも働きやすいと実感できる職場環境づくりを目指して、3つの取り組みとしまして「ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組」、「安心して出産・子育てをすることができる職場環境づくり」、「女性職員の活躍推進に向けた取組」、これらを重点的に取り組むこととなっております。

それと、資料10につきましては先ほどもお話に出ましたが、現在、国会で審議されております「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」の概要でございます。平成28年4月1日施行予定で、10年間の時限立法となっております。特徴的なところは、中段に記載しております。労働者が301人以上の企業につきまして、事業主行動計画において女性の活躍に関する状況を把握する4項目、この項目を策定し、公表するということを義務となっております。

最後に資料11ですが安倍首相を本部長とします「すべての女性が輝く社会づくり本部」が平成27年6月に策定しました、「女性活躍加速のための重点方針2015」の概要でございます。ご参考までにごらんください。以上です。

関根会長

ただいま資料に沿って事務局よりご説明がございましたが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

滋野代理

資料8についてですけれど、このリーディングカンパニーの認証を取得することによって企業

にとってのインセンティブというのは、大阪市との関係で何かあるのでしょうか。

事務局（藤田課長）

はい。企業に対しますインセンティブというのは、資料7のチラシの下段のほう、認証企業への支援ということで5つ挙げてございます。ホームページ等で企業を公表していきます。そして2点目が、金融機関と連携しております、融資における利率の優遇。3点目が求職者等に認証企業の取り組みを紹介する機会。これがちょっと先ほど例で言いました就職説明会のようなものを催す機会です。それと4点目が認証企業の情報を大阪圏の大学や市内の高校等に、就職を担当するような部署にこういった情報を提供していきます。最後に、契約管財局が実施しております契約のところで、総合評価方式一般競争入札において、評価項目の加点というのを加えていただいております。この5つが企業にとってのメリットです。

滋野代理

ありがとうございます。

関根会長

同じ資料の8ですけれども、認証レベルで星がついたもの、この1つと2つというのは何でしょうか。

事務局（藤田課長）

この星の1つと2つは、再度このチラシの裏面に、No.1～No.20というのがございます。この項目がクリアできているかどうかという基準になるのですけれども、
、
と大きく分野別になっておりまして、それぞれがファーストステージ、セカンドステージとなっております。ファーストステージで10項目、セカンドステージで10項目ございます。それぞれで過半数の5項目以上がクリアできればファーストステージでの認証、さらにセカンドステージの10項目のうち5項目がクリアできていればセカンドステージの認証ということで、この星1つと2つがファーストとセカンドに対応してございます。

友田委員

男女共同参画施策の「市民局男女共同参画課の主な取り組みについて」の中の、「男女共同参画普及啓発について」です。ここの3番目の「女性に対する暴力をなくす運動と連動した取り組み」というふうになっているのですけれども、女性に対する暴力というのがもともと性暴力被害から始まった運動だということですので、昨今、大阪市の活動の中で女性に対する暴力ということ、DVをすごく中心的にしているという傾向があって、それはそれで役割とそれから実績とを含めまして十分評価ができるのです。ワークショップ支援センター等も各都道府県に設置したとかで動いています。つまりは女性に対する暴力の中で性暴力もやはり増えているということと、もともとあった。そして増えているというところでは、男女共同参画の普及の中でも、女性に対する暴力をなくす運動の中に、性暴力もとても必要な啓発内容だというふうに考えています。

そういったことの活動など、啓発というのはどのようになっているのか、と同時に、DV防止法とかストーカー法ができて平成24年に安全管理員というのができました。今、性暴力被害者たちの支援をしてもらえる場所とか人とかというのがほとんどまだ不足しているというところでは、こういった人たちも同じような役割が担えるのかなというふうに逆に思ったのですね。そうするとこの安全管理員となる人は、どのぐらいの人数でどんなふうな活動で、どういう形態で本

当にされているのかなというのがちょっと見えにくいので、そのあたりも教えてください。

事務局（山脇男女共同参画課長）

1つ目の性暴力についての啓発なのですが、委員のご指摘のとおり大阪市のほうではどちらかといいますとDV防止というのに力を入れておりまして、性暴力のほうまではなかなか至っていないのが現状でございます。ただ、DVの相談に関しまして、こういうカードをつくっておりまして、その中にDVセンター、または警察、また府のほうの相談窓口などを載せております。裏のほうに、性暴力の関係の相談窓口も載せさせていただいて、それをお配りすることで啓発に努めているところでございまして、まだまだ十分ではないという意識でございます。

それから、安全管理員につきましては、今、大阪市でお一方だけです。その方につきましては先ほどご説明しましたように同行支援ということが中心になっておりまして、家裁、裁判所のほうで保護命令を受けますときにやはり同じ時間帯に加害者の方もお見えになるということもございますので、会わないというか、そういうふうな危険防止のために一緒させていただいたり、それから、一時保護のほうに入ってらっしゃる間に緊急で逃げられた後のお荷物をとりに行くときに、ご自宅のほうに同行させていただいたりということで、地域の警察の方と連携しながらですけれども安全管理員の方にそういう役目を担っていただいているところでございます。ただ、同行支援だけでも今件数といたしまして、先ほどちょっとお示しましたような件数が増えていている現状でございます。もう本当に毎日のように出勤といいますか活動しておりまして、もともとが10時45分から5時半までの活動でございましたけれども、それではなかなか利用者の方というか被害者の方のご要望に沿うことができませんので、ちょっと柔軟な対応ができるように、朝早くとか夜遅くとかというようなことも対応できるようにというのはさせていただいたところです。

友田委員

ありがとうございます。1人だと思わなかったのでびっくりしたのと、その人の安全も守らなくてはいけなくて、チームで動くほうがいいのかというふうに思うのと、やはり役割が拡大してきていると思うので、支援員というか支援をしてくださる方というのをもう少し組織化するなりというか、役割がこれだけ増えてくるとするならばもっと組織的にこういう人たちを育成するだとかというのがあればいいかなと思いました。

事務局（山脇男女共同参画課長）

もともと府警のOBの方ですので、所轄のほうとはすごく顔なじみと申しますが、連携がとれますので、そういう所轄のほうとも連携をしながら活動のほうはやっていただいております。ありがとうございます。

友田委員

あと1点よろしいですか。

関根会長

はい、どうぞ。

友田委員

女性の活躍促進についてですけれども、働く女性を支援というところの裏面にもあります、男

女ともに働きやすい職場づくりについての意識啓発というところで、男女がともに働きやすい職場環境を目指す男性の働き方に対する意識啓発となっています。男性たちの意識啓発はすごく大事だと思うのですが、同時に女性たちにも意識啓発というのがすごく必要ではないかというふうに思います。

それは私が働いている大学の中でも社会学の先生たちがよく言われているのですが、どちらかというと専業主婦願望がすごく最近高くなっているというふうに、就職活動を余りしなくなっているといったこともお聞きしています。同時に、私は看護の領域で教育をしていて、看護はキャリアがあるのできっとそういうことはないだろうというふうに思われがちなのですが、看護の世界でもキャリア・ライフデザインというのを学生たちが入学してからポートフォリオ的にしていっているのですが、そこから見えてくるというのは、ライセンスは取るのだけれどもライフデザインをしてみるとぶつっと結婚のときには仕事をしないようなデザインをつくっているんですね。働いたら今後も働きましようみたいなプランニングで、男女がともに働きやすい職場環境を目指すための自分たちの働き方、女性自身の働き方に対する意識啓発はあまりされていないのではないだろうかという懸念があると同時に、男女共同参画とするなら男性だけが意識を持つのではなく、当然ですけれども女性もともに意識啓発というところら辺の計画というのがすごく必要になってくるのではないかなというふうに思いましたけれども、いかがでしょうか。やはりまずは男性からですか。

事務局（藤田課長）

いえ、この平成26年度の経営トップ層というところに書かせていただいているのが、主に女性のリーダー層、管理者層で、経営トップ層というのは当然男性もおられますので、平成26年度はそちらのほうにターゲットを絞った意識啓発、平成27年度は男性への意識啓発ということで、別に男性だけとかいうイメージではないのですが、説明が拙くてすみません。当然、先生がおっしゃるように女性に対する意識啓発というのは継続的に、他の団体がする事業とかと連携しまして一緒に取り組んではまいります。

それと、前のページにこの若者のためのライフデザイン支援というところでも、大学生を対象としまして、そういう意識を、先生がおっしゃったように専業主婦志向が、今、また増えているというのは調査で出ておりますので、自らのライフステージを考えて取り組んでいただくと。高校生、中学生にも、子育てをしながら継続的に働くようなビジョンを持っていただくということで、そこは男女ともに取り組みとしては行っております。

友田委員

ありがとうございます。審議会等でも女性の40%に至っていないところが多いだとか、ロールモデルを有名な西本さんを出すというよりも、やはり普段、自分たちが生活しているその周辺が、十分に男女が共同で参画しながら政策決定権だとかいろんなことに女性もきちんと参画できるのだなというような、そんな日常の中のロールモデルというのをもっと示していただきたいと思います。

事務局（藤田課長）

ありがとうございます。

関根会長

本当に友田委員がおっしゃるように、日常の中のロールモデルというのがやっぱり見えにくい

というところが現実にあるのだらうと思います。私どものほうも女性大学ですので、先ほど委員がおっしゃったような専業主婦志向というのが、やや強目になっているという現状も同じですし、従来の女性の生き方を否定するわけではありませんが、これからの時代に向けての新しい選択というのやはり身近なところで感じていただけるような、そういうようなプログラム等もこれからどんどん必要になるのかなと思います。それが平成26年度の若者のためのライフ支援事業がそのスタートだったのかなと、私自身はそのように感じております。

そうしましたら、次の議事に進みたいと思います。今度は議事の3です。平成26年度大阪市男女共同参画年次報告書取りまとめ並びに関連施策の評価について事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

事務局（山脇男女共同参画課長）

それでは、2の平成26年度の取りまとめ並びに関連施策の評価についてでございます。お手元に年次報告書をお配りさせていただいております。これは事前にはお渡しすることができませんで、大変申し訳ございませんでした。お手元にお配りしております資料12が報告書の案でございます。

今期の委員の皆様方には毎年評価のほうを実施していただいております。今回で3回目になります。そのこともございますので、ご説明に關しましてもう要点のみとさせていただきたいと思っております。

まず資料12の報告書案でございますけれど、1枚目を見ていただきますと目次がついております。1番目に大阪市の現状、それと2番目に大阪市の男女共同参画の現状、3でその中に男女共同参画基本計画の進捗状況、施策の進捗推進状況、そして3番目に男女共同参画関連施策の評価についてという筋立てになっておりまして、最終に参考資料をつけて、これで男女共同参画の報告書としてまとめて公表をさせていただきたいというふうに考えております。

1枚目の大阪市の現状につきましては、1ページ目から5ページ目までございまして、そして6ページからが大阪市の男女共同参画の現状ということで、(1)基本計画の推進状況ということで大阪市の基本計画の中に書かれております数値目標、指標についての現状ということでデータを載せさせていただいております。そして、見ていただきますと25ページのほうから男女共同参画施策の進捗状況ということで、各課題ごとに施策を取りまとめているところでございます。25ページを見ていただきますと、そちらの右から2列目のところに自己評価というのがございます。こちらのほうが、各所属が自己評価を行ったものでございます。また自己評価につきましては後ほど資料15でご説明をさせていただきます。

この推進状況につきましては102ページまでございまして、その後(3)といたしまして男女共同参画施策の外部委員の意見となります。こちらの部分に、今からご意見をいただきます審議会の皆様の評価を記載していく形となっております。そして最後に参考資料となっております。

これを、全てを条例に基づきます報告として公表させていただきたいというふうに考えております。

それでは、資料13の評価について説明させていただきます。資料13、平成26年度「男女共同参画関連施策の評価について」でございます。外部委員の皆様の評価につきましては、平成23年度の報告書より実施しております。今年で3回目になります。所感により内部評価と審議委員の皆様的外部評価を行いまして、その後、取り組みに反映することで基本計画の実効性を高めていきたいというふうに考えております。

内部評価につきましてはその資料13の中ほどにございまして、本基本計画10、この課

題がございます。その課題につきまして、各所属がその下にございますAからFの進捗状況ということで自己評価を行ったものでございます。

課題1から10までの基本的な事業を集約したものがその次のページの別紙1以降のほうに取りまとめをさせていただいております。本計画では10の計画がございます。その計画ごとに基本的方向、それから具体的な取り組みを定めておりまして、そしてその具体的な取り組みに対しまして各所感が具体的な事業を位置づけておるところでございます。

具体的には、その別紙の3ページのほうで見ていただきますと、「課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大という課題」につきまして、「1-1 市の政策・方針決定過程の女性の参画の拡大」、それから「1-2 企業・地域等への取り組みの支援」というのが大きな2つの基本的方向になっております。その中に、1-1の基本的な方向の中に～までの具体的な取り組み、また1-2に～までの具体的な取り組みを定めているところがございます。さらにその取り組みを具体化するための各所属の事業というものがぶら下がっている形となっております。

それぞれの事業の評価を集計いたしました結果が、最終ページの9ページになりますけれども集計の合計を載せさせていただいております。全部で594の事業がございます。

それを集計いたしますと、A、Bという評価をされたものが合計で93.5%と、ほとんどのものがA、Bの評価ということになっております。

次に外部評価でございますが、またもとの資料13の最初のページに戻っていただきます。外部評価につきましては、その下段に書いておりますとおり、内部評価を踏まえまして、本基本計画における重点的な取り組みにかかる事業、主な課題及び本基本計画における施策の推進状況について、総合的に意見を述べていただきます。

後期の重点的な取り組みといたしましては、～から～まで書いてありますとおり、「地域活動の活性化」、それから「仕事と生活の調和」「女性のライフコースに沿った自立への支援」「男女共同参画の実現に向けた男性の意識改革と積極的支援」となっております。

具体的なこの4つの重点取り組みに対します具体的な事業を取りまとめたものが別紙2になります。ページといたしましては10ページになるところでございます。この費用につきまして、また皆様からご意見をいただきたいと思っております。この26ページに事業がたくさんございますけれども、特徴的なものをかいつまんで説明させていただきます。

まず1番目の地域活動の活性化につきましては、1-101で「審議会等への女性委員の積極的な登用」といたしまして、特に地域活動の活性化でございますので区政会議におきましても女性の登用の向上を目指すということで、各区役所に対しまして取り組みを進めていただくよう取り組みを進めてるところでございます。

それから1-205以降、男女共同参画センタークレオにおきましても地域との関連したさまざまな事業をしております。

特徴的なものをピックアップいたしますと、13ページになりますが、北館でされた事業ですけれども、その中の、「遊びのひろば(避難ママの遊びのひろば)」というのを実施いたしました。これは東日本大震災のために、東淀川区のほうに避難された母子が何人かいらっしゃいます。その方と地域の方との交流を進めるために「お茶べり会」というのを開かせていただきました。その際、お母さん方が地域の方と連携をさせていただいている間、お子さんにつきましては大阪経済大学のボランティアの方と、大きなお兄ちゃん、お姉ちゃんと遊んでいただくというふうなことで、避難されて孤立されがちな方々のエンパワーメントを図ってきたところがございます。

それから次に、15ページになります。南館で実施した事業でございますが、女性のキャリア形成支援事業「12歳のハローワーク」でございます。これは南エリア、南館でございますので平野区でございます。その周辺区の小学校6年生のお子様を対象にいたしまして、その方たち

に地域の商店とか企業とかで職業体験をしていただいたり、また「チャレンジショップ」というので自分たちでお店を開いたりというようなことを経験していただきました。これについての地域と連携した事業でございますけれども、ちょうど6年生という時期もよかったのか、非常に好評をいただきまして、今年度はさらに大阪教育大学とも連携いたしまして、この事業を拡大していくところでございます。

それから次が、19ページになります。こちらのほうは先ほどご説明いたしました女性の活躍促進事業でございますけれども、「女性の活躍促進「見える化」情報発信事業」といたしまして、2-209でございますけれども、そちらのほうで、地域で活躍していただいている女性を紹介したというところでございます。

また、その下の身近な社会で輝く女性支援といたしまして、地域で活躍したい女性同士の出会いとか交流の場を提供してまいりました。これが1番目の「地域社会の活性化」についての主な事業でございます。

次に20ページのほうに、「仕事と生活の調和」ということでの事業のご紹介でございます。

こちらにつきましては、平成26年度から開始いたしました、女性活躍リーディングカンパニー認証事業の中で、仕事と生活の両立というところでも評価の項目に組み入れまして、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業も認証してまいりました。また、クレオにおきましてもワーク・ライフ・バランスにつきましてはの出前セミナーも実施したところでございます。

それから1枚めくっていただきまして、次に22ページのほうになりますが、「女性のライフコースに沿った自立の支援」ということでの事業のご紹介でございます。

こちらにつきましてもクレオのほうから学校のほうに出前セミナーということでキャリア教育、またデートDVの講座のほうを実施してまいりました。

それからその裏、23ページのほうになります。クレオにおいてのいろいろな講座におきまして、再就職、再チャレンジのほうの講座も実施したところでございます。

特にその中で2つ目の項目の、女性の能力発揮・就業支援セミナーの中でございますけれども、下から3つ目のほうに「50代からの暮らし安心塾」とか、「50歳からの老後を支えるじぶん力」ということで、リタイア後の方をターゲットといたしまして、リタイア後の生き方、過ごし方をテーマにした講座も実施し、その中から地域でのリタイアされた後での活躍の場についてもセミナーのほうでも一緒に考えていったところでございます。

それから、26ページのほうには女性の起業支援ということで、クレオの取り組みとして、女性が、個人が起業する、業を起こすという支援を行っておりますけれども、起業を目指す方の実践の場であったり、また実際起業されている方の活躍の場ということで、フェスタとか、それから女性の起業支援のはぴマルクレオというところで実践的な活動を支援してまいりました。

27ページのほうは、先ほどちょっとご質問があったところでございますけれども、女性の活躍促進事業でございます。キャリア形成支援ということで大学、それから中高生のプログラムづくりなどもさせていただいているところでございます。

最後に「男女共同参画の実現に向けた男性の意識改革と積極的支援」ということで、28ページのほうに載せさせていただいております。この後ろに別紙のほうでもつけさせていただいておりますが、クレオのほうで男性を対象とした各種いろんな事業をさせていただきました。男性のご参加ということでは、その下に書いております424名の方が参加していただいておりますけれども、男性を対象にした企画した事業でございますけれども、女性の方もたくさん参加いただきまして、結果として男性・女性、合計で746名のご参加をいただいたところでございます。

また、その下に女性のステップアップ事業というのが、先ほど女性の活躍促進でご紹介いたし

ました、経営トップ層等を対象とした意識啓発のことなのですけれども、これは将来管理職を目指す女性、それから管理職の立場に既にある女性、また経営・人事・方針を決定するトップ層という、この3つの層に対しまして、女性が働きやすい職場環境を目指した階層別のセミナーを実施してきたところでございます。

委員の皆様方には外部委員といたしまして評価をいただくわけでございますけれども、事務局としてこの評価をいただく中身について事務局見解についてまとめさせていただいております。それが34ページになっております。昨年も事務局の見解としてまとめさせていただきました。昨年度外部委員の皆様の評価を踏まえまして、本年度、引き続き課題と考えられるものについても載せさせていただいております。

34ページのほうに書いております「全体を通して」につきましては、各所属が行った内部評価についての記載でございます。1つ目の項目でございますけれども、昨年に引き続いて私どもの事務局の見解といたしましても、自己評価について客観的な基準がなかなか作れていないというのが昨年も指摘がございましたとおり、今年についても改善が図れていないところでございます。この評価の仕方につきましては、今後策定を予定しております新計画のほうでも十分に検討していきたいというふうに考えております。

次に、裏面のほうになります、「魅力あるまちづくりについて」でございます。これは今ご説明させていただきました、～までの後期の重点の取り組みにつきましてはの評価になってまいります。

まず1番目の「地域活動の活性化」につきましてはでございますが、これはクレオ大阪につきましてもいろいろな事業を実施してまいりましたけれども、2つ目の項目にも書いておりますように、センターの取り組みが知っている方は当然各利用いただいておりますけれども、なかなか情報が届いていないということが反省点でございます。その周知につきましても今後、工夫が必要というふうに考えております。

また、次の項目にもありますように、防災減災の分野におきまして男女共同参画の視点を踏まえることというのは非常に重要であると考えております。ここにつきましても特に地域における女性の参画を進めますとともに、その重要性について広く市民の皆様にご理解いただくことが重要と考えております。このところがまだ不十分でございますので、今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に「仕事と生活の調和」でございますけれども、このワーク・ライフ・バランスの重要性、働き方の見直しについて、認証制度もでございますけれども、やはり男性中心の働き方ということも考え直さないといけないと考えております。これについての啓発につきましてはいろいろな切り口、いろいろな対象というものも重要というふうに考えております。そこにつきましては、1つ目の項目につきまして、さまざまな生活のテーマを切り口にするとともに、若者層や男性に対しても多様な角度からの取り組みが必要であるというふうに考えております。

それから「女性のライフコースに沿った自立への支援」でございますけれども、キャリア教育と学校への出前講座、また、さまざまなクレオにおきます講座等を実施してまいりました。また、平成26年度からは大学生が企画立案する若者のライフデザイン支援、また中高生を対象といたします体験型指導プログラムの開発、施行実施等も実施してまいりましたが、今後とも多様なニーズや対象に沿ったきめ細かな支援が重要であるというふうに考えております。

また、起業、再チャレンジを成功した事例等も集積いたしまして、大阪市といたしまして「見える化」という1つのサイトも、このたび26年度から開設いたしました。そういうツールも利用いたしまして情報発信を通して、キャリアアップをしたい女性たちの意欲を高めるような取り組みも重要であるというふうに考えております。

最後に「男女共同参画の実現に向けた男性の意識改革と積極的支援」でございますが、クレオにおける講演会を実施するとともに、男性の悩み相談等も実施しております。また、女性活躍促進リーディングカンパニーの認証におきましても、企業への働きかけを積極的に行っているところでございます。今後とも男性を対象といたしました講座につきまして、テーマに依りまして男性の専門職の方を講師に迎えるなど、内容の充実を図ることが重要であると考えております。

また、男女がともに働きやすい環境づくりに取り組むということは、企業にとってメリットであるということについても理解を広げていくことが重要であるというふうと考えております。

以上が関連施策の評価についてのご説明でございます。今回、外部評価をしていただきます項目につきまして、委員の皆様いろいろなご意見を受けて今後の取り組みに役立てたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

関根会長

ありがとうございました。ただいまの資料に沿って、事務局よりご説明ございましたが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

大熊委員

2年前に委員をさせていただいた時に比べて、色んなことがどんどん変わっていていることを実感しています。先ほどの市側の方々の報告から良く分かります。活動の中身に厚みが出てきた感じでしょうか。男女がお互いに認め合うというレベルから、今や両性で力を合わせて、良きパートナーとして仕事をする時代がきたことを感じます。国の追い風もありますし、社会的な要請もある昨今です。

私ごとになりますが、20年ほど前に短期間ですが、西日本の女性の管理職の会に所属させてもらっていたことがあります。(残念ながらもうその会はなくなったと思います。) また市がバックアップしていた「ニュービジネスフォーラム」と言う新規ビジネスの起業を促進する会もあり、その会にも少し関わりました。

丁度バブルの前後の時期で、当時は大阪市中で新しいビジネスを起こそうという機運がかなり高まっていて、経営者や企業管理者の交流会も頻繁に行われ、女性集団も大いに刺激を受けたものです。関経連の宇野会長などの当時の大物クラスの経営者が、関西のみならず関東からも出向いて下さり、女性の指導にと気軽に講師を引き受けて下さいました。直接お話を伺う機会を得て意気揚々としたものです。宇野会長からは、当時企業家の間で愛読されたサムエル・ウルマンの詩「青春」のリーフレットを頂戴し、「女性も大いに頑張りたい」と熱く励まされたことを思い出します。

女子大生が最近「内向き」になっていることは、ここ数年言われておりますね。「主婦になりたい」、「良い方と結婚して主婦になって落ちつきたい」と。その変化を聞いていると、どこか時代に逆行しているのだなと感じています。思えば日本は島国で身近に外圧がないので、「これで良いか」みたいな落ち着きどころが直ぐに広がりやすいと思います。男子学生でさえ海外への赴任や出張を嫌がるという話を実際聞いたことがあります。確かに日本にいるより海外は危険、リスクはありますね。

女性に期待され認められる時代が来たのだから、気楽に女性が起業できて失敗した、二度と立ち直れない、起業を阻む閉鎖的な環境は早く打開して欲しいです。アメリカのように失敗しても再チャレンジが叶う社会が求められていると思います。

だからこの男女共同参画審議会という組織自体も、もっと外部からの色んな情報を豊富に取り込んで変革するよう希望します。聞くところによると、スウェーデン、デンマークは議員の半分

は女性で、所によっては議員は無報酬でボランティアで活動しているそうですね。観点は違うかもしれませんが、社会の中で女性と男性が協働で何がしかの組織運営をきちんと行うためには、常に研鑽を積まなければならないと思います。それは日本という狭い領域に留まることなく、また心の中で模索するだけに終わるのではなく、「先進国の人達はどうやっているんだろう」とか「どうやってここまでキャリアを上げたんだろう」とか、女性がキャリアを上げながらも家族を持ち、そして社会的にも認められているという、そういう事例をたくさん参画社会の新たな目標とするため、の審議会の中で機会に触れて考え、また実践に生かしてほしいです。

今日が最後の審議会ということで、是非これは言っておきたいと思うことがあります。

現実として沢山の外国人が観光客として来阪していて、本当にもう日本側が嫌だと言っても外国は日本に色んな点で今注目しています。日本・日本人のやり方を見ているし、日本の良い面を知りたいと思っています。だけど正直、沢山の悪い面もあるわけですから、外圧も率直に受け入れていく姿勢は大切だと思います。傾聴しつつ国際的スタンダードのレベルに上げていく過程で、女性議員の数や会社の女性幹部の数は増えていくと思います。ですから数が先行するのではなく、数は最終的についてくるものと私は思います。起業する女性が増えて、女性社長が生まれ、あとに続く人達が社会に育っていく、そういう時代をもう一度呼び戻してほしいなと思います。

友人に四苦八苦して起業し、35年以上大阪で女性社長を続けている人がいます。また当時は大企業に初の女性課長が次々と生まれたり、子育て支援会社を起業し、今は厚生省に意見を求められるほどの重責を担っている人もいます。決して女性に有利な時代ではありませんでしたが、自分を信じこつこつキャリアを積んでいた結果だと思います。彼女達の熱い思いを消すことなく、なにわ商人の町・大阪の地盤を受け継いで頑張りたいと思います。

ちょっと横道に逸れているかもしれませんが、既に基盤がある先輩の足跡を知らずに逆戻りする人が増えれば、努力が無になると思いました。それが真意で申し上げたかったのです。以上です。

中本委員

2つあるのですけれども、大阪市が女性活躍リーディングカンパニーの認証をしますということで、こちらのほうにぜひ登録をというお誘いを何度もいただいているのですけれども全然できていないのですが、めざしたいものを持っていないのです。きらめき企業賞は、受賞をすることを一つのきっかけというか、スタートラインに立ちたいんだ、そういうことができる会社になりたいなという意欲を持って取り組んで受賞させていただいたのですけれども、これはうちの会社としては正直なところ、だから、という感じなのです。

実際にもう認証されている企業さんを見ていても大手が多いですし、中小でもどちらかというと女性が多い職場で、私どものような男性社会の中ではちょっとなかなか、だから何という感じなのです。支援策もありますけど、実際にはこういうことよりも、例えば認証を受けたとしたらその後その会社がこういう活動をどんどんどんどん進めていくためにハードルになっていること、例えば今すごく企業の中では価格競争が激しくて、その中でワーク・ライフ・バランスをしようと思うと1人当たりの就業時間を減らす、ワークシェアをしないといけないわけで、そうすると固定的にかかる費用というのがかさんでくるのです。なのに競争が激しいので受ける収益というのは少ない。その中で企業がどうやって生き残る道を模索しながら、こういうことを進めるかという非常に困難な壁が幾つもあるのですけど、そういうところにダイレクトに答えていただけるような支援というのをご検討いただけたらなというのが、素直な中小企業経営者としての意見です。

あともう一つが、女性のステップアップ支援事業というものを1月から開催されていて、ここ

にワークショップに私どもも社員2名を参加させたのです。2人の社員の感想なのですが、5回で終わって、さあ、これから私とてもいい感じで意識が変わってきたのにこれで終わっちゃうの、という感じなのです。だからその次を目指せる受け皿というのが、どうしてもお役所の仕事なので1年でぶちっと切れて、これは多分、民間が受託されましたよね。その民間のやられた方とも親しくなったのですが、その方も次どうなるかわからないというお話なのです。やっぱりどんどんそれを広めていこうとか進めていこうとなると1年で切れてしまうような事業では、やっぱり行きつ戻りつしながら結局結果としてどれだけ進んだのかというと、本当に少ししか進んでないよね、と。

ワークショップもそうですし、学生さんの立案なんかもすばらしいものがあつたのです。だからそれをもっと広く世間に知らせるような取り組みをしっかりとされて、それをまた魅力に感じて次につながっていくというような施策を考えていかれないと、なかなか続いていかないかなと。

多分毎年同じようなことをやっているのだろうけれども、それがぶちぶち切れているので、また同じようなものがあるまで受け手側は終わってしまう。

経営者仲間でもこういう話をしたときに、何かだんだん年を重ねれば重ねるほど魅力感が薄れていくという印象を持ちます。もう一ひねり工夫を。どこか民間だったら民間で組織的に、一社ではだめだというのはもちろんわかるのですけれども、それを受け皿とするような組織的なところにしっかりと委託をして、継続してつなげていけるようなやり方というのを見出されたいいなんじゃないかなと思います。以上です。

関根会長

これはどうですか。予算の関係等もあるだろうとは思いますが、継続的にというのは、大切な視点だなと私は感じたのですけれど。事務局のお考えとしてはいかがですか。

事務局（藤田課長）

ステップアップの、今おっしゃっていた支援事業につきましては、先ほどの資料13の24ページに掲げております、その3-106、女性のステップアップ支援事業で掲げておるのですけれども、ここの予算のところで、平成27年のところに書いているのですけれども、ちょっとほかの団体といいますか、例えば大阪商工会議所でありますとか、あと労働局とか、そういった団体も似たような取り組みをやっているというのが昨年度、平成26年度に我々がやってみてわかったのです。

ですから、予算は限りがございますので平成27年度の予算要求のときにこちらの分野はそういう団体と連携しながら平成27年度は行い、男性の意識啓発というのは平成26年度にできていなかったの、そちらの分野に平成27年度は予算をつけて取り組むと。

ですからこのステップアップのところは先ほど中本委員がおっしゃったように、全く1年で終わったということではないのですけれども、予算としては確かにとれていなくて、事業としては平成27年度はないのですけれども、そうやって他団体と連携して取り組みとしては継続してやっていくということにはなっているのです。予算的にはないので、1年で途切れ途切れという形にはなってしまうのですけど。

中本委員

両方からアプローチをされているので、私は商工会議所からもアプローチをされているし、民間企業からもいろんなアプローチが来るので、いろんなところから話が来るのだけれど、どれとどれがつながっているのかというのがちょっと見えなかったのですよ。

事務局（藤田課長）

というのが、ちょっと明確でないということですか。

中本委員

はい。

事務局（藤田課長）

すみません。わかるように取り組んでいきます。

友田委員

事務局の見解としての大阪市の男女共同参画基本計画の実施の評価についてですけれども、先ほども言われたように内容はどんどんページが増えてきてたくさん評価の内容が出てきたのだなというふうに思うのですけれども、そこで大阪市の男女共同参画としてだったら、じゃこれまでリサーチしたり、実施をして評価をしながら、大阪市の魅力と課題といったものがこの事業評価の中に入って、大阪市が目指す男女共同参画計画、次期の計画はどういうことをしていったらいいのかなということを考える上でも、大阪市の特徴と魅力、そういうものが評価の中にもっと入るといいかなというふうに思うのです。リサーチし、そして実施して見えてきた、ほかとは違う、またはよさと課題というのがあるのではないかなと思うのですけども。

私はあまり企業のことはわからないのですけれども、大阪市というところが中小企業のほうが多いのか、または大企業のほうが多いのかによっては、それに対して女性、男性ともに働く姿勢だったりとか、男女共同参画を進めていくうえでのライフバランスだとかということ考えたときに、もしかしたら違いがあるのかもしれないというふうに思ったのですけど。そういう評価が含まれながら大阪市の男女共同参画基本計画の事業というのはどうだったのかという評価をすると、別に大阪だから目立たないあかんわけではないけど、ちょっと目立つようなきらきら感が出てくるのかなというふうに思っていました。

事務局（山脇男女共同参画課長）

なかなか分析ができなくて大変申しわけないのですけど、ただ、今、大阪市といいますと企業では中小が多くございます。

もう一つは、やっぱり大阪市の国や府と違うところは、やっぱり地域かなと思っているところがありまして、地域団体のほうも皆さん活躍もされていますので、地域のほうで女性がどのように活躍していくかとか、男女共同参画のほうをどのように進めていくのかということをやりたいと考えておりまして、後期のほうもそのあたりには重点が当たっているところではございます。けれども、なかなか分析とかまではいっておりませんが、次期計画につきましても地域とか、それから特に防災とかそういうところには力点を置いた中身にしていきたいと考えております。

また、いろいろ分析の指導にもいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

北野委員

よろしいでしょうか。

関根会長

はい、どうぞ。

北野委員

今、地域の話とかお話が出ましたので、議員の立場から2点言わせていただきます。

まず1点目は、先ほどのお話の中で専業主婦を志向する女子学生が非常に多くなってきているという、ある意味お嘆きの声があったのですけれど、ある意味ちょっと心理学をかじっておりました関係で、マザーリングという点から考えますと、ある一定の時期、母子あるいは父子、両方ともマザーリングという時期を経るのは大変発達という観点から見ると非常によいということもあります。ですので、男女共同参画の観点から見ると、この専業主婦志向というのはちょっとお嘆きのご意見もあったと思うのですけれども、これはひっくり返して考えますと、ある一定時期専業主婦であったとしても、ある時点から、子どもの子育てが一段落した時点から学び直せるといふような都会のよさもございませう。たくさんの大学院であるとか、門戸を開いている社会人大学とかもたくさん講座もございませう。そういうところをしっかりと活用していただきまして、例えば起業、そしてNPO法人を起こされたりとか、あるいは専業主婦であったということを生かして議員になったという、実は私はそうなのですけれども、そういったことございませう。

ですので、逆転の発想で、いつ立場が変わっても、全然入れかわっても構わないので、1回そうになってしまうとチャンスが二度とないということがないようにしさえすればよいわけですね。そういう点から学び直しとか、ライフバランスというのはこうあるべきというふうに固定的に考えるべきではないのかなというふうに思います。

それが1点と、もう一点は男性でも女性でも定年退職というのが企業にお勤めの方はございませうよね。そういう点から考えると、働き盛りの男性がなかなか日中、例えば防災リーダーとかという地域で活躍する場面というのがなくて、今人材に大変困っているのですよね。実際に個人商店で、駆けつけてくださる地元の商店の若い方もたまにはいらっしやいます。でも本当に定年退職をされたばかりの方は60過ぎぐらいで、まだまだ体力的にもご活躍していただきたい。しかも企業で、今、帰宅困難者対策であるとかいろんな防災訓練とかがかなり浸透してきております。そういった社会にいたからこそわかる地域での課題であるとか、そういうことから考えますと、逆にそういった視点も、地域に還元していただけるのかなという観点を入れませうと、定年退職後の男性が地域デビューをどうやって果たすかとか、あるいは女性が企業にいらっしやって、いろんなスキルがあると。専門職もあれば、自分でもそうですけれども、そういった地域における煩雑な事務、かなり行政からは煩雑な事務を強いられるということも実はございまして、そういうことをこなせるだけのスキルが十分にある女性がたくさん地域に帰ってきているにもかかわらず、なかなかデビューができないというこういう問題も地域には抱えているのが実情です。

ですから、男女、遅い早いがあったとしても役割分担の固定化というのを、できるだけ避けるような形で、みんなでシェアすることが可能な世界を、この大阪市でつくっていくことがいいんじゃないかなと思います。

大阪市は大都市であって、大都市だけれどもやっぱりふるさと感があって、地域の行事もたくさんあるということを考えれば、この大阪市において地域でいっぱい活躍する場が残されているということ定年退職後の方々も考えていただきたいし、若いときには若いときでやらなければいけないこともたくさんあるというふうなことで、そういった視点から先ほどちょっとおっしゃったこととは少し裏返しの理屈になってしまうかもしれませんが、そういう実態があるということもぜひ先生方にもご理解いただきたいかなと思っております。以上2点です。

関根会長

私、今、ご意見をお伺いして、一致しているところも多くあるのかなと思いました。誰もがチャレンジしようかなと思ったときにチャンスが与えられて、しかもその中でチャレンジしようというような気持ちが生まれてくるような社会がやっぱり重要だと思うのです。だからそういう意味では委員のお二人が言われたことは、僕は一致しているところだと思いますし、これからそういった形で誰もが、この大阪市で生活していけるような環境づくりが必要だと思っております。

まだまだご意見、お気づきの点があるかと思いますが、あとに2つほど議事がございます、補足の意見等ございましたら資料の13の最後のページに別紙4というのがございます。こちらのほうに8月31日までに、メール等で事務局のほうにまたご意見を頂戴できればと、考えております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは次に4番目に今後の男女共同参画の取り組みについて事務局のほうからご説明をいただきたいと思っております。

事務局（山脇男女共同参画課長）

4といたしまして、今後の男女共同参画の取り組みについてでございます。

次期の計画でございますが、現行の男女共同参画基本計画につきましては平成18年からの10年計画となっております、ことし平成27年度が最終年度でございます。平成27年度を持ちまして終了することとなります。

一方、次期の計画の策定に当たりましては現在、国や大阪府で年度末の策定を目指しまして次期計画を策定しているところでございます。この国や府の計画を踏まえた内容とすべきということも考えております。

また、大阪市といたしましては女性の活躍促進のアクションプランのほうを平成26年度から28年のプランということで今取り組みを進めているところでございます。この取り組み状況についても次期計画については反映をしていく必要があると考えております。

さらに、議題2でもご説明させていただきましたけれども、現在、国会のほうで審議されておりますが、平成28年4月に施行が予定されております「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」ということが、法律の中におきまして努力義務ではございますけれども、推進計画を市町村もつくるということになっております。また、この法律につきましては国の基本計画が示されるということもございまして、この推進計画につきましても次期計画の中に盛り込むことを検討する必要があるというふうに考えております。そのため、次期の計画につきましては、今週、この秋の審議会に新しい計画についての諮問をさせていただき、来年度、平成28年度中に答申をいただく、その上で新しい計画を策定していきたいというふうに考えております。

それに伴いまして、平成28年度の男女共同参画施策の取り扱いでございますけれども、新計画が策定されるまでの間、平成28年度の男女共同参画施策の取り扱いにつきましては現行の計画の施策の基本的方向でありましたり、また具体的な取り組みを継承して実施していきたいと考えております。また、指標、数値目標につきましては、基本的には現行の計画を継承していきたいと考えておりますが、これまでの取り組みや関係計画の改定動向も踏まえまして、変更を要するものにつきましては時点修正を行っていきたいと考えております。

指標、それから数値目標につきましては、お手元の資料14のほうに現行計画の課題別の指標、数値目標を載せております。左から指標、数値目標、そして現行、今の計画が掲げております目標、それからその次には策定当時の数値、そして後期計画を策定するときの数値、最新の数値というふうに目標数値の経過を載せさせていただいております。

この中で平成28年度の目標として変更を考えておりますのが、「課題3 就業における男女の

均等な機会を確保するための支援」のところにございます、きらめき企業賞応募社数というのを数値目標で掲げておりましたが、このきらめき企業賞につきましては平成25年度を持ちまして事業の見直しを図り廃止しているところでございます。それにかわるものとして、女性の活躍リーディングカンパニー認証企業数を指標といたしまして、28年度は取り組みを進めたいと思っております。28年度の目標といたしましては、年度末までに500社の認証を目指したいというふうに考えております。

それから、「課題4 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」でございますけれども、その中の保育所の入所、定員枠、それと地域子育て支援拠点事業の設置箇所数でございますが、子ども・子育て支援計画が平成27年度4月に策定をされました。その中の目標数値が平成28年度に定められておりますので、その数値を平成28年度の目標としたいというふうに考えております。

同様に「課題5 高齢者等が安心して暮らせる条件整備」でございますけれども、その中の介護老人福祉施設のサービス量以下、介護予防通所介護のサービス量につきましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が改定されまして、その計画内に目標値を定めておりますところから、実際の数値を平成28年度の目標として採用していきたいというふうに考えております。

また、課題5の一番上に書いております、住んでいる地域が高齢者や障がいのある人、子どもにとって住みやすいと答えた市民の割合というのを目標数値に掲げておりましたけれども、これにつきましては平成18年度以降調査がされておられません。その関係で今お示ししております一番下のところに参考として載せております「人権が尊重されているまち」指標というものが、人権の計画の中に指標として捉えられているものでございますが、それが今お示ししておりました目標数値にちょっと近いかなということで、これを参考数値として載せさせていただいて、これを平成28年度についても調査をされるというようにお伺いしておりますので、目標の参考数値として取り上げていきたいと考えております。

指標については以上のとおり時点修正を考えておまして、基本的方向、具体的な取り組みについては継承したいと考えております。

それを取りまとめたものが資料15となっております。今の現行の基本的方向性、また具体的な取り組みはそのまま継承させていただきまして、指標、数値目標につきましては、先ほどお示した部分を時点修正して各課題の下に載せさせていただいております。

平成28年度の施策の取り組みといたしましては、この資料5を具体的な方向、取り組みといたしまして、これに基づきまして施策を進めていきたいと考えております。

事務局の説明は以上でございます。

関根会長

ありがとうございました。ただいま事務局よりご説明ございましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

大熊委員

最近まであまり高齢者の話がこの参画審議会の中では話されていなかったと思います。私自身高齢福祉、児童福祉にかかわってきた者として、発言に躊躇いがあり、話題として提案しませんでした。しかし、審議会の課題も女性の就労支援とか子育て支援とか審議の課題としてある程度検討した中で、残る男女と高齢者との関わりも避けて通れない問題と考えます。今後更に高齢化が加速する中で、男女共同参画の中でどう位置付け検討するかが必要になってくると思います。

それで、先ほど国際交流面の必要性も少し発言しましたが、今、北野委員も言われたように、

それも含めて定年退職後の男女がどんどん増産される昨今、私もその団塊の世代の1人なのですが、退職後の過ごし方が非常に気になるところです。仕事から周辺の高齢の方々の実情を見聞きするなかで非常に不安な思いで仕事をしています。

特に独居の方が圧倒的多数で、今増えております。そして女性が独居の場合はまだ良いのですが、男性の場合のは更にきめ細やかなサポートが必要だなと感じています。この問題こそ地域が真剣に取り組まなければならない課題と思います。

私ごとながら介護支援専門員の資格を持っていて、5年ごとの研修を受けていて、丁度もうすぐ修了なのですが、来年度以降の話ですが、(実施は再来年度からと記憶していますが)要介護と要支援(予防)の介護認定者が切り離されることは確定していて、この要支援の人達の支援は地域が主体で支援することになり、NPOとかボランティアの活躍が期待されています。研修を受けて、制度の変更後の支援体制が予定期日までに用意できるのか疑問です。また、地域ボランティアですよ。どの位の人達が予定されているのか全く検討もつきません。ケアマネ同士の意見交換でも、驚きと共に「これは本当に実現できるのだろうか」と疑問視する声が飛び交っていました。

介護保険から要支援の人達が切り離され地域主体となれば、サービスが十分揃わない地域は介護難民を生むのではないかと非常に危惧するところがあります。男女とも就労生活を終えれば退職するのは予想されるのだから、地域社会の一員として自覚することで、地域住民として新たな姿で生きていく時間も沢山残されているはず。審議会はそうした人達にも目を向けさせ、目指す男女共同参画社会の中でどう高齢者を見守っていくのかという新たな課題も、今後、是非採り上げて、平成28年度の新しい試みとして大いに膨らませて頂きたいと願っています。

介護保険関連で成年後見制度というのがあります。成年後見人の必要性は益々高まるものと思われ。これは弁護士や司法書士が任命されて関わっていますが、申請してもなかなか時間がかかり、費用もかかります。最近「市民後見人」が一部の自治体で活躍しているようです。大阪市は大都市であり高齢者率が高まる一方です。「市民後見人制度」の導入など検討しても良いのではないかと思います。私ごとながら法学部の出身なので、自身でも将来的に何かできないかなとか思っています。以上です。

事務局(山脇男女共同参画課長)

今のご意見いただきましたことも含めまして、また新しい計画もつくるときにもぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

関根会長

私のほうからちょっと1点、先ほど資料の14のところでも少しご説明ありましたが、女性の活躍リーディングカンパニーの認証企業数、500という目標を設定されています。先ほど中本委員からも少しお話がありましたように、やっぱり中小企業が大阪市は多くございます。その中小企業の多くが魅力を感じながら、しかもこのリーディングカンパニーに加わって、また社会や職場環境を変えていきたいと思えるようなものに、また他市に先駆けて取り組んでいる事柄ですので、そういう意味では引き続き、ニーズを取り込みながら検討を進めて頂きたいと思っております。

そうしましたら、次の議題に移りたいと思っております。それでは最後、5番目です。「その他」について事務局のほうから、どうぞお伺いしたいと思います。

事務局（山脇男女共同参画課長）

それでは、「その他」といたしまして、参考資料のご説明をさせていただきます。

まず一番上にありますピンク色の部分が女性の活躍促進に対する男女就業者の意識調査という資料でございます。これはクレオの指定管理事業の中で調査をいたしました研究事業の報告書でございます。お仕事をされている方の意識調査ということで資料をつけさせていただいております。

その次に薄いピンク色でつけさせていただいておりますのが、大阪の女性の活躍加速化事業ということで内閣府の交付金を活用いたしました事業で、大阪市、それから大阪市男女いきいき財団、商工会議所の三者で連携して行いました。企業調査の報告書でございます。ご参照いただければと思います。

それと、最後の参考3でございますが、これは先ほどお話をさせていただきましたが、国のほうが今、第4次男女共同参画基本計画というのを策定しております。この7月29日に基本的な考え方の素案というものを提出いたしましたして、今パブリックコメントをしているところでございます。

資料としてお配りしたらよかったですのですが、百数ページございまして、ちょっと今日はお示ししておりませんので、またご必要な方については申しわけないですけどこのサイトのほうを見ていただけたらと思います。概要が2枚目のほうについております。裏に基本的な考え方、素案の概要という形でお示ししているところでございますけれども、大きく3つの政策分野がございまして、「あらゆる分野における女性の活躍」ということが1番、それから2番が「安全・安心な暮らしの実現」、3番が「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、4番が「推進体制の整備・強化」ということでございます。

やはり国のほうは女性の活躍促進ということに注力しておりますので、特にまず1番が「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」ということで、今の男性の働き方を見直していこうということを書かれております。それが新たな言い方というか、新たな項目になっております。

それから大きな2番につきましては、「生涯を通じた女性の健康支援」であったり、また暴力の根絶であったりということが書かれております。

それから3番目に男女共同参画の視点に立った制度、それから教育・メディアを通じた意識改革、それと今までには大きく取り上げてはなかったのですけれども項目として出てまいりましたのが、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」でございます。

この基本的な考え方につきまして、今、パブリックコメントを実施しておりますし、また公聴会も9月には京都のほうで開催されるということは聞いております。ご興味がありましたらまた見ていただき、意見も出していただけたらと思いますので参考資料にさせていただきました。参考資料につきましてのご説明は以上になります。

あと、最後になりましたけれども、事務局のほうからご報告とおわびがございまして。

前回の審議会の後に議事録や外部委員の評価案につきまして委員の皆様方にご照会をさせていただきました。その際に委員の方から次の2点についてのご指摘がございました。

まず一点目が議事録の案、それから外部委員の評価案につきましてご照会をさせていただくのに非常に時間がかかって後になったということのお叱り、それから議事録の内容につきまして、極端な要約がされているところがありまして、それが作為的ではないかというようなご指摘がございました。

現在公表しております議事録、または外部委員の評価につきましては、議員の皆さん全員のご了解を得たものを公表させていただいておりますが、その作成過程におきまして、この2点につきましてご意見をいただいたところでございます。

照会が遅くなりましたことにつきましては、事務局のほうの事務処理が遅延していたものでございまして、事務局の不手際でございます。申し訳ございません。今後につきましては、速やかに事務をさせていただきまして、委員の皆様方にご確認をいただくようにしてまいりますのでよろしくお願いいいたします。

それから議事録の案の策定につきましては、特に議事録のことにつきましての基準がない中でございまして要約の仕方に濃淡があり、委員の皆様方には大変ご迷惑をかけました。疑義を抱かせるようなことになってしまひまして、大変申し訳なかったと思っております。今後につきましては、課内で一定の基準を持ちまして議事録の策定に当たっていきたくと考えておりますとともに、また各委員の皆様とも十分意思疎通をとりながら事務を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。このようなことがないように今後努めてまいりますので、よろしくお願いいいたします。以上でございます。

関根会長

ありがとうございます。

ただいまの件を含めまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

古山委員

関根会長、少し私にお時間をいただきたいと思ひます。

今、お話がありましたのは、平成26年10月30日に開催されました第27回大阪市男女共同参画審議会における会議録の改ざん等が、組織的に行われようとしていたのではないかという疑義に対する事務局側の正式な回答としてなされたものであると理解してあります。

職員の退職管理に関する条例第8条第2項に基づく公表による大阪市退職者の再就職状況一覧を確認してみますと、本市外郭団体への天下り件数はいまだに少なからぬ数を占めていることが伺われます。そのためか、上記第27回大阪市男女共同参画審議会において、1、私の本市外郭団体に係る発言部分が削除された会議録が作成されたこと、並びに、2、同日の当該審議会において委員に求められた、これは平成27年3月発行のものですが、平成25年度大阪市男女共同参画計画年次報告書における男女共同参画関連施策の外部評価においても、私の本市外郭団体に係る意見部分が、事務局のみの判断によって削除されてしまっていたことにつき、疑義を申し述べた次第であります。

そもそも、本会議録が要約録であったとの事務局側の見解には驚きを隠せませんが、この要約の定義について、すなわち過去どのような要約を行っていたのかという点につき事務局側にお尋ねしたところ、次のような回答があったと承知してあります。

会議録の作成においては、話し言葉をそのまま文字に起こした場合に、どうしても文意が通らないことがあり、そのため委員の発言内容が正確に伝わることを目的として、「てにをは」を整えるなどの作業を行っている。

事務局に再度お尋ねしますが、それで間違いございませんか。

事務局（山脇男女共同参画課長）

はい、そうしております。

古山委員

もちろん、事務局が使われている要約ということの意味が、そのような範囲で行われるものであれば、許容され得るものであると考えられます。しかしながら今回の一件は、これを著しく逸

脱したものであり、また当該審議会の開催日から委員に議事録が示された平成27年2月6日までに4カ月以上もの期間がかかっていることや、外部評価の件などもろもろの状況を鑑みますと、意図的かつ組織的な議事録の改ざんがあったと認定されるべきものであると考えますが、関根会長のご意見をお聞かせください。

関根会長

事務局のほうからこの間のやりとりを幾つか報告、開示いただいておりますが、一つ私のほうから確認したいのは、議事録が公に出た時点でいわゆる委員がおっしゃっている改ざんというようなものが行われていたということであれば、私も大問題だと思っているのですが、出される前に委員のほうにはご確認というような形で事務局から問い合わせがあったのでしょうか。

古山委員

お答えします。冒頭に申し上げたとおり、本件の疑義に関しましては、組織的に行われようとしていたのではないかと、いうものであります。

関根会長

ということは、公に発表される前に委員には問い合わせがあったということですかね。

古山委員

私個人にあったわけではなくて、これは2月6日ですか。全員にあったのではないかと、私はそういうふうに認識していたのですけれども。

関根会長

私のほうには、こういう議事録案というような形で報告され、いかがでしょうかという問い合わせはありました。恐らくご出席の全ての委員さんのところにも問合せがあったということですね。

古山委員

一斉メールだったですよ。

関根会長

そうです。その時点でごらんにはなっているのですよね。

古山委員

そうです、はい。

関根会長

ということは、公表される前ということですよ。

古山委員

ええ。

関根会長

私としましては、公表される前に一人ひとりの委員さんにこれでよろしいですかという問合せがあり、訂正があれば、私もかなりの量を訂正してくださいとお願いをしています。公になるまでであればそれは修正の段階ですので、私としては改ざんというような形ではとっていないですね。

古山委員

なるほど。ただ、そもそも本市のホームページを見ますと、要約録というものがまずあって、その横に会議録という形で掲載がされているかと思えます。そのような場合に、要約録があって、その後に会議録が示されているわけですから、その会議録というのは、いわゆる逐語録であろうというふうに理解されるのが普通ではないかなというふうに思っております。また、実際、過去の会議録を見ますと、要約されているのかどうかはよくわからないのですけれども、話し言葉そのままの記載であったかと思うのですけれども、何故にこの要約という作業が行われる必要があるのかというのが私個人としてはわかりかねます。

関根会長

これは全庁的にはどのような扱いになっていますかね。

事務局（山脇男女共同参画課長）

特に基準というものはございませんで、事務局のほうの一任になっているかと思えますけれども、ただ今回の場合につきましては古山委員の発言の中で、職場のほうのいろいろなやりとりのところもございましたので、そのところは省かせていただいたほうがいいんじゃないかと思って省かせていただいた案をお示しいたしましたけれども、最終的には古山委員のほうからもご納得いただいて、またそこでやりとりをさせていただいた後に今の形で、ご了解いただいた形で公表させていただいております。それから、当初お示しした案が今お話になっているようなことで、ご迷惑をかけていることになっているのかと思っております。

古山委員

ここで私がまず一つ問題だというふうに思っておりますのは、議事録、テープ起こし、これ先生は研究をなさっていますので、テープ起こしを研究で依頼されたりだとか、学生時代はご自身でやられたこともあるかもしれませんが、通常業者に頼んだところで大体2週間から長くても1カ月でテープ起こしというのは仕上がってくるかと思えます。また、この本審議会というのは2時間定刻きっかりで終わっておりますし、そのうちの半分は事務局からの説明であります。したがって、おおむね1時間程度の会議録のテープ起こしというふうに考えますと、かように期間がかかるものかということを感じるのが当然ではないかなというふうに思うのですが、どうしても4カ月以上、その前の審議録はもっと長かったのかなというふうに思いますが、これぐらい期間があくと自分がどういった発言をしていたのかというのを覚えていないというのが普通なのじゃないかと。

要は、何が言いたいかと言いますと、このまま私が気づかなければこれが議事録としてそのまま公表されていたのではないかという点であります。それに加えて、この部分だけであれば、あるいはたまたま何かの手違いがあったのかなというふうにも思えるわけなのですが、外部委員の評価、これに関しましてもいわゆる外郭団体に触れた部分のみが削除されておりました。これにつきましては、そもそもが外部委員の評価ですので、事務局が勝手に判断をするべきもの

ではないというふうに考えております。最終的には、もちろんこの委員の総意として出されるわけですから、委員の審議の中でこれは好ましい、好ましくないという判断があるのはしかるべきことだと思いますが、それ以前の段階として、事務局サイドのほうで何らかの判断が行われているとすれば、そもそもがその趣旨に反するものではないかというふうに考えます。

関根会長

このことに関しましては、今後、気をつけていただけるということでよろしいですか。

事務局（山脇男女共同参画課長）

そうですね、はい。

関根会長

時間のほうは確かに委員がおっしゃるとおり、4カ月空くと私たちも何を、どこでどういう発言をしたのかということが分からなくなったり、また記憶としては薄れていくこともありますので、そういう意味ではもう少し迅速に当たっていただくということが重要だと思いますね。

それともう一つですが、事務局側がお示ししてくださる内容に関しては、やはり私たちも市民の皆様にも最終的にお示しするものとして、大変ご苦勞をおかけしますが委員の皆様には隅から隅までチェックをしていただきたいと思います。もちろんご自身の発言をはじめ、会議全体でそれぞれ皆さん、他の委員のお話も聞いていただいていると思いますので、そういうところも含めて最終的なチェックをして頂きたいと思います。どんどん事務局のほうにこうであったのではないかなというようなこともご指摘させていただいてもよろしいわけですね。

事務局（山脇男女共同参画課長）

それは結構です、はい。

関根会長

そういった形で、自由さや、一つひとつの意見を大切にすること、今後とも注意しながら進めていただきたいと思います。

古山委員

最後に、私個人としましては、このような事案は市民の行政への信頼を根底から揺るがす大変深刻な問題であり、決してうやむやにされるべきことではないというふうに考えています。本市におかれましては、まず率直にこれを認め、今後このようなことが二度と繰り返されることなきよう、職員の再教育の徹底等、市民の信頼回復に全力で努めていただきたい、委員として、そのように強く願います。

関根会長

事務局から何かございますか。

事務局（吉村理事）

古山委員のほうからご発言がありましたように、また特に会長のほうからご発言もいただきましたこと、4カ月以上かかっているというのは本当に事務の遅滞、まことに申しわけございませ

ん。もうこのようなことがないようにきっちりと進めさせていただきたいと思いますし、議事の要旨を出す、出さないは、ほかの審議会でも議事録全体とで、やはり要約したものを出していきますので、それはそういう形で作らせていただいているのかなと思っております。

以後はそういう古山委員のご指摘のような疑義がないように、きっちりと、またチェックもいただいて公表に臨んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

関根会長

ありがとうございます。

一番は、私たちがこの場でどういった意見を交わしたのかということをも市民の皆様にご理解いただくということです。ですから、そういう意味ではわかりやすく簡潔にまとめたものであることも私自身は重要だと思っておりますので、そういう観点も含めながら、非常に大変な作業になるとは思いますが、ぜひ本日の古山委員のご意見、重要なところがございまして、それも含めながら今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

ではよろしいでしょうか。

少しオーバーしましたが、きょうも大変示唆に富んだご意見を頂戴しまして、まことにありがとうございました。

最初に理事からご説明がありましたように、今期の任期が8月で終了でございます。ですから、きょうの審議会が最後という委員の方もいらっしゃるかと思ひます。本当にありがとうございました。

引き続き、本審議会にお残りになれる委員の方もいらっしゃるかと思ひます。ぜひこれまでの審議を引き継ぎながら、大阪市がさらに男女共同参画の拠点になれるように審議を続け、引き継いでいただけたらと思ひます。

以上で議事は終了いたしましたので、事務局のほうにお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局（松村男女共同参画課長代理）

関根会長、どうも長時間にわたる議事の進行ありがとうございました。

第6期男女共同参画審議会委員の皆様におかれましては本日が最後の審議会となります。これまで貴重なご意見を賜り、まことにありがとうございました。今後ともご指導いただきますようどうぞよろしくお願ひいたします。

それではこれをもちまして本日の審議を閉会いたします。

本日は大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。